



## ⑦工事の完了検査

チェック

- 市は、工事完了届により完了検査を行います。
- 検査に合格しない場合は手直し工事をしていただきます。

## ⑧排水設備等検査済証の交付

チェック

- 完了検査に合格すると、排水設備等検査済証を交付します。

## ⑨工事代金の支払等

チェック

- 契約した指定工事店に工事代金を支払います。
- 工事資金を借り入れられる場合は、利子補給に関する書類をあわせて提出してください。

## ⑩使用開始届の提出

チェック

- 依頼者は公共下水道使用開始届を市に提出し、下水道を使用できるようになります。

## ⑪げすいどう積立金「貯めマス」の申請

チェック

- げすいどう積立金「貯めマス」をご利用の方は、工事代金の請求書、請求内訳書、領収書と積立通帳を持参され、「松浦市下水道積立金補助金交付申請書」を提出してください。

## ⑫受益者負担金納付書発行

チェック

- 排水設備工事の完了の日と支払い方法によって受益者負担金の額を決定し、納付書を発行します。

## ⑬補助金の支払い

チェック

- げすいどう積立金「貯めマス」の利用にかかる補助金のある方に補助金を支払います。

排水設備等検査済証の交付

工事代金の支払等

使用開始届の提出

げすいどう積立金「貯めマス」の申請

受益者負担金納付書発行

補助金の支払い

# 工事は必ず指定工事店で

トイレの改造や下水道取付管までの配管などの排水設備工事は、指定工事店でなければできません。また、指定工事店は工事のほか必要書類の作成や市役所への提出などの手続を代行します。